

電子申請 を利用すれば

★ ★ 土日を含めて 24 時間！
★ ★ 会社や自宅から！

★ ★ 労働保険関係等の手続きができます。

電子申請なら他にもこんなメリットが！

入力ミスや記入漏れを
チェックしてくれる！

移動費用や人件費等の
コストが削減される！



労働局、監督署、安定所等
での待ち時間がなくなる！

申請・届出の用紙が不要に
なる！

労働局、監督署、安定所等のそれぞれに来庁する必要がなくなる！

事業主の皆様には、以下のような届出を都度、提出していただいておりますが、上記のようなメリットを享受してみませんか？

○ 特に提出頻度が高い届出等

労働保険年度更新申告書、労働保険関係成立届、労働保険名称、所在地等変更届、労働保険一括有期事業開始届、労働保険一括有期事業報告書、労働保険料等還付請求書その他、雇用保険関係手続(資格取得届、喪失届等) など

まずは、利用前の準備をしましょう！

- ① マイナンバーカードとカードリーダーを入手してください！
(または認証局から電子証明書を手入れしてください)

※ カードリーダーは家電量販店やインターネットサイト等で販売しており、購入費用は、数千円程度です。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

- ② パソコンが電子申請(e-Gov(電子政府)の電子申請システム)に対応できるか確認してください！



厚生労働省 岩手労働局

準備ができれば、申請しましょう！

- ③ e-Gov(電子政府)のHPにアクセスし、申請したい様式を検索し、画面上で作成してください！
- ④ そのままe-Gov(電子政府)HPから電子申請してください！

- ★ 市販の電子申請用ソフト（API対応ソフト）を利用すれば、更に以下のメリットがあります。
- ・ 労働者の情報をソフト内に入力し保存できる！
 - ・ 当該データを利用すれば、ワンクリックで様式が自動作成されるので、あとはそれを送信するだけ！

分からないことがあれば、気軽にご相談ください！

○パソコンの環境設定など、申請前までの操作方法の問い合わせ
e-Gov(電子政府)
TEL:050-3786-2225

○労働保険等の申請をする時の操作方法の問い合わせ
岩手労働局 総務部 労働保険徴収室
TEL:019-604-3003

○以下の e-Gov(電子政府)HPや厚生労働省本省のHPでも電子申請の方法等について、ご紹介しています。

e-Gov

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

厚生労働省本省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

